

芸術工学部（府）における障害のある学生に対する受験上及び入学後の修学支援の流れについて

| | | |
|-------|-------|-----------|
| 平成30年 | 5月16日 | 学務専門委員会承認 |
| 令和2年 | 9月9日 | 一部改正 |
| 令和3年 | 3月10日 | 一部改正 |
| 令和7年 | 9月17日 | 一部改正 |
| 令和8年 | 3月11日 | 一部改正 |

障害等のある学生に対する受験上の支援及び修学上の支援に係る芸術工学部及び芸術工学府の取扱いは、次のとおりとする。

1. 受験上の支援の取扱い

(1) 配慮内容の決定

学部3年次編入学試験及び大学院芸術工学府入試において受験特別配慮申請があった場合、芸術工学部（府）長は、キャンパスライフ・健康支援センターインクルージョン支援推進室からの回答を踏まえ、入学試験時における配慮事項（案）を作成し入学試験実施委員会に上申する。

(2) 配慮内容の実施

芸術工学部（府）長は、入学試験実施委員会で決定された配慮事項に基づき受験上の配慮を実施する。

2. 修学上の支援の取扱い

(1) 支援の流れ

芸術工学部及び芸術工学府における入学後の修学支援は、「障害のある学生に対する入学後の修学支援の流れについて」（障害者支援推進委員会議決）及び別紙「障害のある学生に対する入学後の修学支援の流れ」に基づき実施する。

(2) 配慮内容等の決定

修学上の支援及び配慮については、別紙において協議を行い芸術工学部（府）長が決定する。

3. その他

その他、受験上及び修学上の支援について必要な事項は、学務専門委員会の議を経て、芸術工学部（府）長が決定する。

【参考】＜障害のある学生に対する入学後の修学支援の流れ＞
(2026.3現在)

